

令和元年度明日への消費者活動支援事業の募集

人口減少と高齢化が進む本県でエシカル消費やSDGsなど新たな課題にも取り組み、消費者市民社会の形成を図るための事業を行う消費者団体に対して、啓発イベントや出前講座等の実施を委託します。

については、別添「令和元年度明日への消費者活動支援事業実施要領」により、受託団体を下記のとおり募集しますので、受託を希望される団体は募集期限までに環境生活総務課消費とくらしの安全室担当者まで実施計画書を提出してください。

事業の内容

- (1) 消費者市民社会の形成に係る啓発イベントの開催
- (2) 消費者市民社会の形成に係る出前授業の開催
- (3) 消費者被害に係る相談会（地域の消費者相談に対する苦情処理・助言等）
- (4) その他消費者市民社会の形成に係る事業

事業実施主体

事業の実施主体は、島根県内で消費者市民社会の形成に係る活動に努めている団体で、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 1年以上の活動実績がある団体
- (2) 活動期間に関わらず、消費者市民社会の形成に係る活動実績があると評価できる団体

委託料

委託料の上限額は1団体当たり20万円です。（なお、人件費は当該事業実施のために臨時的に雇用される者に係るものに限りません。）

提出していただくもの

- (1) 明日への消費者活動支援事業実施計画書（様式1）
- (2) 事業収支計画書（別紙）
- (3) 団体の目的を記載したもの（設立趣意書、定款、会則等）
- (4) 団体の活動経歴

契約までのスケジュール

募集期限：6月27日（木）必着

事業決定：7月上旬予定

委託契約：7月中旬予定（団体の状況に応じる）



応募を待っているゾウ！

< 申込・問い合わせ先 >

だまされないゾウくん

〒690-0887

島根県松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室 担当：土屋

TEL 0852-22-5103

FAX 0852-32-5918